

技術文書審議タスクチェックシート

本チェックシートは、技術文書の作成・審議における技術議論・審議体制、審議手続き、審議スケジュールの妥当性を確認することを目的とする。

1. 技術議論・審議体制の妥当性チェック

① 小委員会メンバーの専門性※の妥当性

小委員会のメンバーの専門性が、当該技術文書の目的、用途、適用の観点で当該技術文書を議論できる構成になっていること。

- 当該技術文書の目的、用途、適用の観点で必要となる専門性のリストと小委員会メンバーの専門性のリストを確認した結果、これらのリストの内容が妥当であることを確認。
- 後者のリストの専門性が前者のリストの専門性を網羅していることを確認。

※専門分野の例（津波の場合）

地震起因の津波評価，地すべり津波評価，伝播・遡上の数値解析技術，確率論的ハザード評価，確率論的リスク評価，波力評価，漂流物評価，堆積物評価，実務での津波評価，実務での耐津波評価，など

② 被審議側と審議側の役割分離と独立性

技術文書の技術内容審議において、技術文書全体を通じて、または章・節単位で、被審議側の執筆者メンバーと審議側メンバーが明確に区別されるなど、当該技術文書作成において第三者的なレビューがなされ、レビューの結果を反映できる公正な審議が可能な体制であること。あるいはそのような体制を確保するために小委員会に所属しない専門家を小委員会委員として加えるなど小委員会の体制の変更を行っていること。

- 技術文書の執筆者メンバー（幹事）と審議側メンバー（委員）のリストを確認した結果、両者が明確に区別されていることを確認。

③ 審議側メンバー構成の多様性

審議側メンバーの構成が、同一業種または同一組織で過大ではないこと。特別な理由がある場合を除き、下記の基準で判断する。

- 審議側メンバーのリストを確認した結果、同一業種からの参加者が審議側メンバー全体の 1/3 以上を占めていないことを確認。

- 審議側メンバーのリストを確認した結果、同一組織からの参加者が審議側メンバー全体の 1/6 以上を占めていないことを確認。

2. 審議手続きの妥当性チェック

① 審議のタイミングの妥当性

小委員会における技術内容審議、原子力土木委員会における審議、外部意見照会、公衆審査を適切なタイミングで実施する計画になっていること。

- 技術文書審議工程表を確認した結果、原子力土木委員会の「成果報告書の作成等と標準化に関わる運営内規」に則って、原子力土木委員会における審議、外部意見照会、公衆審査が適切な回数およびタイミングで計画されていることを確認。

② 技術審議回数の妥当性

技術文書のボリュームを踏まえて十分な回数の技術内容審議が設定されていること。

- 技術文書の目次（案）と技術文書審議工程表を確認した結果、章ごと、または関連する複数の章ごとに、審議者による内容確認が設けられており、審議者による内容確認および審議が行われない章がないことを確認。

③ 外部意見照会先の妥当性

外部意見照会の対象とする委員会・学協会の選定が妥当であること。

- 該技術文書の目的、用途、適用の観点で必要となる専門性のリストと、外部意見照会の対象とする委員会・学協会の専門が、整合し、また、不足していないことを確認。

④ 審議内容および結果のトレーサビリティの確保

技術内容審議、原子力土木委員会審議、外部意見照会、公衆審査での対応資料（コメント対応表）が審議終了後に公開可能であること（トレーサビリティ、公開性の審査）。

- 技術文書の管理計画書を確認した結果、技術内容審議、原子力土木委員会審議、外部意見照会、公衆審査での対応資料を適切に管理し、公開できる体制であることを確認。

3. 審議スケジュールの妥当性チェック

技術内容審議、原子力土木委員会審議、外部意見照会、公衆審査の時期および期間が適切であること。

- 技術文書の目次（案）と技術文書審議工程表を確認した結果、章ごとまたは、関連する複数の章ごとに、審議者による内容確認期間が月単位で十分に長く設けられていることを確認。
- 技術文書審議工程表を確認した結果、原子力土木委員会審議、外部意見照会、公衆審査の時期および期間が、原子力土木委員会の「成果報告書の作成等と標準化に関わる運営内規」に定める時期および期間の条件を満たしていることを確認。